# 道の駅整備事業 (仮称)道の駅西条地域連携施設等 設計施工一括工事公募型プロポーザル

【 要求水準書 】

平成30年9月 広島県 東広島市

# **一目 次** —

1. 総則	1
1.1. 本書の位置付け	1
1.2. 要求水準に対する基本的な考え方	1
1.2.1. 設計施工一括発注方式に期待する効果と要求水準の位置付け	1
1.2.2. 要求水準未達の取扱い	1
2. 対象施設の基本方針	2
2.1. 対象施設のコンセプト	
2.2. 対象施設の基本方針	2
3. 本工事の基本方針	3
3.1. 道の駅という特殊な機能に対する設計施工一括発注方式の適用	3
3.2. 国との連携を図り、一体的で効果的な道の駅の整備	3
3.3. 地域連携機能としての道の駅の整備	3
4. 事業者の業務範囲	4
4.1. 事業者の整備範囲	4
4.2. 事業者の業務範囲	4
4.2.1. 対象施設の設計業務	4
4.2.2. 対象施設の工事監理業務	4
4.2.3. 対象施設の建設業務	4
5. 業務の実施条件	5
5.1. 事業用地の状況	5
5.2. インフラ整備状況	5
5.3. 業務における留意事項	5
5.4. 業務従事者の要件	5
5.5. 遵守すべき法令・基準等	6
5.6. 事業期間	10
5.7. コンソーシアムの構成	10
5.8. その他	10
6. 業務の要求水準	12
6.1. 設計業務の要求水準	12
6.1.1. 基本事項	12
6.1.2. 対象施設(建築)の要求水準	16
6.1.3. 対象施設(外構)の要求水準	21

	6.1.4. 諸	8室等の要求水準22	2
6.	2. 工事監	<b>造理業務の要求水準</b>	3
	6.2.1. 基	基本事項33	3
	6.2.2. エ	- 事監理業務の要求水準33	3
6.	3. 建設業	業務の要求水準34	4
	6.3.1. 基	基本事項34	4
	6.3.2. 建	<b>建設業務の要求水準34</b>	4
【要	求水準書	引紙】	
	別紙1	要求水準等達成度自己確認計画書	
	別紙 2	要求水準等達成度自己確認報告書	
	別紙3	事業者の提案範囲及び整備範囲	
	別紙 4-1	水道台帳(配管平面図)	
	別紙 4-2	水道台帳(床掘標準断面図(1))	
	別紙 4-3	水道台帳(床掘標準断面図(2))	
	別紙 4-4	水道台帳 (横断図)	
	別紙 5	公共ます設置予定位置図	
	別紙 6	提出書類確認表(フォーマット)	
	別紙 7	電気引込み想定位置図	

別紙 8 工事履行状況自己確認計画書(フォーマット) 別紙 9 工事履行状況自己確認報告書(フォーマット)

別紙 11 長期修繕計画書(案)(フォーマット)

別紙10 設備機器、什器・備品選定リスト(案)(フォーマット)

# 1. 総則

#### 1.1. 本書の位置付け

本要求水準書(以下「本書」という。)は、道の駅整備事業(仮称)道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事(以下「本工事」という。)公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)のプロポーザル説明書等と一体のものであり、本工事を実施する事業者(以下「事業者」という。)に最低限要求する施設整備に係る業務要求水準を示すものである。事業者は本書に示される業務要求水準を遵守の上、本書に規定される事項を満たす限りにおいて、本工事に関して自由に提案することができる。

# 1.2. 要求水準に対する基本的な考え方

# 1.2.1. 設計施工一括発注方式に期待する効果と要求水準の位置付け

東広島市(以下「本市」という。)は、設計施工一括発注方式に期待される「創意工夫ある設計アイデア等の建設業務への早期反映」、「施工技術、アイデア、特殊な設計技術等の設計業務への早期反映」、「ライフサイクルコストの低減」等の効果を最大限に活かすため、本書では一部仕様を除き基本的な考え方を示すに留め、要求水準を達成する方法・手段等は、事業者の発想に委ねるものとする。

なお、事業者の提案内容が本書に示す要求水準を上回るときは、当該提案内容を優先的に採用する。

### 1.2.2. 要求水準未達の取扱い

# (1) 提案書作成段階

選定委員会は、第二次審査において、技術提案書等提出者の提出した別紙1「要求水準等達成 度自己確認計画書」及び技術提案書等に基づき、要求水準達成に対する考え方の審議を行う。第 二次審査の結果、要求水準未達と判断された場合、当該技術提案書等提出者は失格となる。

# (2) 業務実施段階

事業者は、本工事の事業期間にわたって要求水準等及び技術提案の内容を遵守しなければならない。要求水準等に未達事項が生じた場合の取扱いは、業務委託契約約款第 16 条及び建設工事請負契約約款第 17 条による。

# 2. 対象施設の基本方針

# 2.1. 対象施設のコンセプト

対象施設のコンセプトは次のとおり。

東広島を元気にする道の駅 ~地方創生の実現に資する道の駅~

#### 2.2. 対象施設の基本方針

# (1) 本市の観光資源や特産品などの魅力を発信・提供することで、賑わいや消費・交流の起点と なる道の駅

対象施設は、道路利用者の通過地点に立地するため、積極的に地域外の方々を道の駅に呼び込み、東広島市のゲートウェイとして道の駅が交流の起点となって、市内の酒蔵、観光地、直売所等の観光資源に導くとともに、特産品などの魅力を発信、提供することで、東広島市の交流人口拡大や賑わい創出、消費拡大等の地域活力につなげる。

そのためには、県内一の米どころであること、先駆的な農業法人が存在すること、沿岸から山間部まで多様な一次産業が展開されていること、大学や試験研究機関が多いこと等、本市の特長を活かし、新しいレストランのメニューや新しい加工食品・特産品の開発、学生の就業体験等を積極的に行う。

#### 【政策的な目的】

- ◆ 観光振興、特産品の販売促進(酒、米、農水産品・木材等)
- ◆ 農畜水産物の消費拡大と PR
- ◆ 新たなネットワークの形成(農山漁村の交流)
- ◆ 農林水産業の担い手育成及び所得向上

#### (2) 親子が自由に快適に安心して過ごせる楽しい道の駅

対象施設が目的施設となるように、親子で遊べる施設や安らぎを与える空間の設置、また、子どもが食育や先端技術等を体験・体感できる場を整備する。

特に子育て世代に多く立ち寄ってもらうため、親子で遊べる場所、くつろげる場所を屋内外に 設置するとともに、食事メニュー、商品、体験学習、イベント等、ソフト面でも子ども向けに力 を入れる。また、本市では、現在シティプロモーション「子育てするなら東広島」を実施してお り、子育て世代へ定住促進のアピールを行う。

#### 【政策的な目的】

◆ 子育て世代を中心とした賑わい拠点の創出

#### (3) 災害時でも道路利用者等に安全・安心を提供する道の駅

地球温暖化をはじめとした環境問題に対する意識の向上等の社会的ニーズを踏まえ、自然や地域に優しい施設を整備するとともに、災害時にも道路利用者等が安全に安心して施設利用できる環境を提供する。特に、地震等の大災害が発生した場合でも、一般利用者や道路利用者の安全を確保し、避難者に対して少しでも安心感を与えることができるようにする。本市は県央に位置しており、近隣市町も含めた広域的な防災の中継基地としての役割を担う。

# 【政策的な目的】

- ◆ 一般利用者や道路利用者の生命を守ること
- ◆ 速やかな災害支援活動

# 3. 本工事の基本方針

# 3.1. 道の駅という特殊な機能に対する設計施工一括発注方式の適用

道の駅は施設の運営、維持管理の方法によって、整備の効果が変化する施設である。そのため、運営及び維持管理が効率的かつ効果的に実施できるように計画しなければならない。

本工事は、対象施設を設計施工一括発注方式にて整備するため、「対象施設の運営及び維持管理を勘案した」施設整備を行う。

# 3.2. 国との連携を図り、一体的で効果的な道の駅の整備

別紙3「事業者の提案範囲及び整備範囲」に示すとおり、事業者は国の整備範囲との調整を行いながら自らの業務を行う。

また、国の整備範囲である屋外 24 時間利用可能トイレ及び情報発信施設は、対象施設の玄関部となる重要な施設である。事業者は当該特性を十分に理解した上で、別紙 3「事業者の提案範囲及び整備範囲」に示す範囲に対し、本書に示す要求水準を遵守し、審査基準を踏まえた提案を行う。

# 3.3. 地域連携機能としての道の駅の整備

道の駅の基本的な機能は、休憩機能、情報発信機能及び地域連携機能によって構成される。このうち地域連携機能については、道の駅が個性豊かな賑わいのある空間となることにより、活力ある地域づくりや地域連携促進等の効果が期待される。本工事により整備される施設は、このような地域連携機能が促進される場となるものである。

# 4. 事業者の業務範囲

### 4.1. 事業者の整備範囲

道の駅整備事業の整備範囲は、別紙3「事業者の提案範囲及び整備範囲」に示すとおり、国の整備範囲と事業者の整備範囲によって構成される。本工事と国の整備範囲で行われる工事は同時期に実施するため、事業者は本市、国と連携し、業務を行うことに留意すること。

# 4.2. 事業者の業務範囲

事業者の業務範囲は次のとおりであり、各業務の詳細は、「6.業務要求水準」に示す。

#### 4.2.1. 対象施設の設計業務

- イ) 事業者整備範囲の地質調査、地盤調査その他業務履行に必要な各種調査
- ロ)対象施設の整備に必要な許認可及び計画通知等の手続
- ハ) 関係機関との協議及び申請等の手続
- 二) 対象施設の基本設計業務
- ホ) 対象施設の実施設計業務
- へ) 設計意図伝達業務
- ト)維持管理マニュアル(案)の作成業務
- チ) 設備機器、什器・備品選定リスト(案)の作成業務
- リ)長期修繕計画書(案)の作成業務
- ヌ) 指定管理者選定に必要な資料の提供
- ル) 近隣住民等への説明
- ヲ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

#### 4.2.2. 対象施設の工事監理業務

イ) 対象施設の工事監理業務

### 4.2.3. 対象施設の建設業務

- イ) 対象施設の整備に必要な許認可及び計画通知等の手続
- ロ) 本工事の統括管理業務
- ハ) 関係機関との協議及び申請等の手続
- 二) 対象施設の建設業務
- ホ) 近隣対策・対応
- へ) 対象施設に関する説明会の実施
- ト) その他これらを実施する上で必要な関連業務

# 5. 業務の実施条件

# 5.1. 事業用地の状況

項目	内容	
地質、地盤調査	設計業務内で事業者が調査を行う。	
	調査に必要な情報は本市及び国が必要に応じ事業者へ提供する。	
境界確定	平成31年秋頃に、本市及び国の立会いのもと確定し、境界情報を事業者へ	
	提供する。	
敷地測量	境界確定後、本市又は広島国道事務所が調査を行い事業者へ提供する。	
敷地造成	別途、広島国道事務所が発注する予定。	
	平成 31 年度内に造成を完了する予定。	
前面推計交通量	小型車 17,870 台/日、大型車 7,838 台/日(平成 27 年度 全国道路・街路	
	交通情勢調査 一般交通量調査)。	

# 5.2. インフラ整備状況

インフラ施設	内容		
上水道	φ200mm の給水管が、市道前谷磯谷線に布設済である。別紙 4-1「水道台帳 (配		
	管平面図)」〜別紙 4-4「水道台帳(横断図)」を参照すること。		
下水道	公共下水道へ接続。(下水道管布設工事は本工事に含まれない。) 公共ますの		
	位置については、別紙 5「公共ます設置予定位置図」を参照すること。		
ガス	プロパンガス又は不使用とする。		
電力	前谷磯松線東側歩道部分に電柱を設置予定。別紙7「電気引込み想定位置図」		
	を参照すること。		
電話	前谷磯松線東側歩道部分に電柱を設置予定。別紙7「電気引込み想定位置図」		
	を参照すること。		
光ケーブル	NTT と協議中である。		

### 5.3. 業務における留意事項

本工事の遂行に当たっては、次の事項に留意する。

- イ) 本工事の基本方針を十分に考慮した上で、設計業務計画書及び建設業務計画書を作成 し、本工事を確実に遂行できる実施体制を構築する。
- 口) 基本協定(案)、業務委託契約約款、業務委託契約約款特約事項(設計業務)、業務委 託契約約款特約事項(工事監理業務)、建設工事請負契約約款、建設工事請負契約約款 特約事項及び建設工事請負契約約款特約事項2に定める内容に従い、予想されるリス クへの対応策について、あらかじめ十分な検討を行い、事業期間中に発生したリスク に対して的確に対応できる方策を講じる。

# 5.4. 業務従事者の要件

業務従事者(事業者及び事業者から業務を受託する者をいう。以下同じ。)は次の事項に従うものとする。

- イ) 本工事に関係する業務従事者は、互いに打合せを十分に行い、本工事を円滑に進めること。
- ロ) 本工事の実施に当たって本市と協議した場合には、その協議録(協議に使用した資料を 含む。)を作成・保管し、本市に提出すること。
- ハ) 上記以外に、近隣への対応、所轄官庁への許可申請、届出、協議等を行った場合には、 その協議録(協議に使用した資料を含む。)を作成・保管し、本市に提出すること。
- 二)業務従事者が事業用地に立ち入る際は、業務従事者であることを容易に識別できる服装 又は名札・腕章等を着用し、業務に当たるものとする。

# 5.5. 遵守すべき法令・基準等

本工事の遂行に際しては、各業務の提案内容に応じて関連する法令等を遵守するとともに、各種基準等についても、本工事の要求水準と照らし合わせて適宜参考にするものとする。

なお、適用法令等及び適用基準等は、各業務着手時の最新版を遵守するものとする。 本工事に関する主な関連法令等及び基準等を次のとおり示す。

# 【関連する主な法令】

- · 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- 建築士法(昭和25年法律第202号)
- 建設業法(昭和24年法律第100号)
- 消防法(昭和23年法律第186号)
- 河川法(昭和39年法律第167号)
- 道路法(昭和27年法律第180号)
- 駐車場法(昭和32年法律第106号)
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)
- 食品衛生法(昭和22年法律第233号)
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)
- 日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)
- 健康増進法(平成14年法律第103号)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年 法律第145号)
- 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)
- 計量法(平成4年法律第51号)
- 種苗法(平成10年法律83号)
- 消費者契約法(平成12年法律第61号)
- 製造物責任法(平成6年法律第85号)
- · 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- 水道法(昭和32年法律第177号)

- · 下水道法(昭和33年法律第79号)
- 農地法(昭和27年法律第229号)
- 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)
- 電気事業法(昭和39年法律第170号)
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- · 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
- 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- · 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)
- · 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
- · 振動規制法(昭和51年法律第64号)
- · 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
- 景観法(平成16年法律第110号)
- ▶ 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)
- 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)
- 警備業法(昭和47年法律第117号)
- 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)
- ・ 広島県福祉のまちづくり条例(平成7年広島県条例第4号)
- · 広島県建築基準法施行条例(昭和47年広島県条例第16号)
- 食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例(平成12年広島県条例第11号)
- 食品衛生法施行細則(昭和32年広島県規則第94号)
- 食品衛生に関する条例(昭和26年広島県条例第49号)
- 食品衛生に関する条例施行規則(昭和26年広島県規則第114号)
- ・ かきの処理をする作業場に関する条例(昭和33年広島県条例第64号)
- かきの処理をする作業場に関する条例施行規則(昭和34年広島県規則第5号)
- 東広島市水道給水条例(昭和49年東広島市条例第53号)
- 東広島市公共下水道条例(昭和60年東広島市条例第25号)
- 東広島市個人情報保護条例(平成13年東広島市条例第6号)
- 東広島市情報公開条例(平成15年東広島市条例第31号)
- ・ 東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例(昭和55年東広島市条例第4号)
- ・ その他関係する法令、条例等

# 【関連する主な基準】

- 官庁施設の基本的性能基準(国土交通省)
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省)
- 官庁施設の環境保全性基準(国土交通省)

- 省エネルギー建築設計指針(国土交通省)
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(国土交通省)
- 官庁施設の防犯に関する基準(国土交通省)
- 建築物等の利用に関する説明書作成の手引き(本編)(国土交通省)
- 建築物等の利用に関する説明書作成の手引き(防災編)(国土交通省)
- 公共建築設計業務委託共通仕様書(国土交通省)
- 建築工事監理業務委託共通仕様書(国土交通省)
- 建築工事安全施工技術指針(国土交通省)
- 建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)(国土交通省)
- 建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)(国土交通省)
- 建設副産物適正処理推進要綱(国土交通省)
- ・ 建築工事における建設副産物管理マニュアル (国土交通省)
- · 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (国土交通省)
- · 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(国土交通省)
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(国土交通省)
- 公共建築工事標準書式(国土交通省)
- 公共建築木造工事標準仕様書(国土交通省)
- 建築工事設計図書作成基準及び同解説(国土交通省)
- 建築鉄骨設計基準及び同解説(国土交通省)
- 構内舗装・排水設計基準(国土交通省)
- 建築設備工事設計図書作成基準(国土交通省)
- · 建築設備耐震設計·施工指針(国土交通省)
- 建築設備設計計算書作成の手引(国土交通省)
- 建築設備設計計算書書式集(国土交通省)
- 公共建築工事内訳書標準書式【設備工事編】(国土交通省)
- 公共建築工事積算基準(国土交通省)
- 公共建築工事積算基準の解説/建築工事編(国土交通省)
- 建築工事内訳書作成要領【建築工事編】(国土交通省)
- 建築数量積算基準・同解説(国土交通省)
- 建築工事標準詳細図(国土交通省)
- · 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(国土交通省)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(国土交通省)
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準(国土交通省)
- 建築設計基準(国土交通省)
- 建築構造設計基準(国土交通省)
- 木造計画・設計基準(国土交通省)
- 敷地調査共通仕様書(国土交通省)
- 建築設備計画基準(国土交通省)
- 建築設備設計基準(国土交通省)
- 建築保全業務共通仕様書(国土交通省)

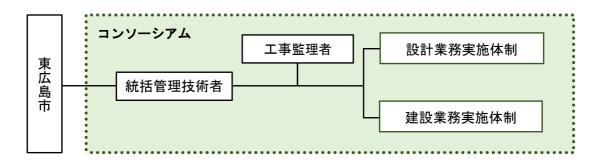
- 公共建築工事積算基準の解説/設備工事編(国土交通省)
- · 建築設備数量積算基準·同解説(国土交通省)
- 開発許可制度運用指針(国土交通省)
- CAD製図基準(案)(国土交通省)
- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(国土交通省)
- 道路構造令の解説と運用((公社)日本道路協会)
- 杭基礎設計便覧((公社)日本道路協会)
- · 杭基礎施工便覧((公社)日本道路協会)
- 道路土工要綱((公社)日本道路協会)
- 道路土工-盛土工指針((公社)日本道路協会)
- 道路土工一擁壁工指針((公社)日本道路協会)
- 道路土工-軟弱地盤対策工指針((公社)日本道路協会)
- 道路土工一仮設構造物工指針((公社)日本道路協会)
- 駐車場設計・施工指針 同解説((公社)日本道路協会)
- 防護策の設置基準・同解説((公社)日本道路協会)
- 土木製図基準((公社)土木学会)
- 電気設備工事監理指針((一社)公共建築協会)
- 機械設備工事監理指針((一社)公共建築協会)
- 開発許可申請の手引(広島県)
- 屋外広告の手引き(広島県)
- 地質・土質調査業務共通仕様書(広島県)
- 設計業務等共通仕様書(広島県)
- · 土木工事施工管理基準(広島県)
- 十木工事共通仕様書(広島県)
- 駐車場等への充電施設の設置に関するガイドライン(国土交通省)
- ・ 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置にあたってのガイドブック(経済産業省・国土交通省)
- 東広島市公共建築物等木材利用促進方針(東広島市)
- その他の関連要綱及び各種基準

### 5.6. 事業期間

事業期間は、基本協定締結日の翌日から平成33年3月31日(水)までとする。

#### 5.7. コンソーシアムの構成

参加表明書等提出者はコンソーシアムを構成するものとし、コンソーシアムは設計・工事監理 企業及び建設企業によって構成されるものとする。



#### 5.8. その他

#### (1) 監督員等の配置

本市は、業務委託契約約款第8条の規定に基づく調査職員及び建設工事請負契約約款第9条の 規定に基づく監督員を配置する。

### (2) 事業用地に関する図面の取扱い

事業者は、業務を行うに当たり、本市が事前に貸与した事業用地に関する図面(以下「既存図面」という。)を使用することができる。

ただし、事業者は、その使用に当たっては、事前に内容を十分確認するとともに、使用に関する一切の責任を負うものとする。本市は、既存図面に重大な誤りがあることが判明した場合を除き、その使用に関して一切の責任を負わない。

#### (3) 工事着工前の留意事項

事業者は、実施設計図書について、本市の検査を受け、その承認を得なければ、工事に着手してはならない。

### (4) 要求水準等及び技術提案の内容の確認

事業者は、設計業務、工事監理業務及び建設業務の実施に当たって、要求水準等及び技術提案 の内容を満たしているかを自ら確認しなければならない。

#### a) 要求水準等及び技術提案の内容に対する確認方法

要求水準等及び技術提案の内容を満たしているかの確認は、別紙1「要求水準等達成度自己確認計画書」及び別紙2「要求水準等達成度自己確認報告書」を活用すること。

事業者は、別紙1「要求水準等達成度自己確認計画書」を基本設計着手時に、別紙2「要求 水準等達成度自己確認報告書」を基本設計完了時、実施設計完了時及び本工事完了時において 本市に提出し、その確認を受けること。

# b)工事中における確認方法

事業者は、自ら作成した別紙 1「要求水準等達成度自己確認計画書」に基づき、工事中に是 正すべき事項が確認された場合は、迅速かつ確実にその是正を行うこと。

また、本市は、別紙1「要求水準等達成度自己確認計画書」、別紙2「要求水準等達成度自己

確認報告書」等に基づき、事業者が実施した業務内容が要求水準等及び技術提案の内容を満たしているか確認する。その結果、是正すべき事項が確認された場合は、事業者は本市の指示に従い、迅速かつ確実にその是正を行わなければならない。

# 6. 業務の要求水準

# 6.1. 設計業務の要求水準

### 6.1.1. 基本事項

### (1) 業務計画書の提出

事業者は、各種調査業務計画書及び設計業務計画書を作成する。各計画書は業務着手前に本市に提出し、その承認を得なければならない。本市は事業者より提出のあった日から起算して7日以内に、確認結果を事業者に通知するものとする。なお、各計画書の記載事項は次の内容を基本とする。

### a)各種調査業務計画書

- イ)調査項目
- 口)調查目的
- ハ)調査期間
- 二) 調査実施者 (所属及び連絡先を含む。)
- ホ)調査結果の提出方法
- へ) その他必要事項

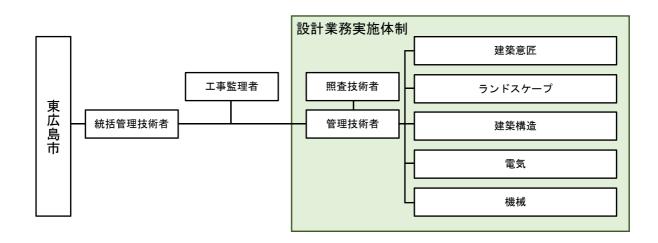
# b) 設計業務計画書

- イ) 設計業務実施体制 (所属及び連絡先を含む。)
- ロ)業務スケジュール(本市との打合せ、関係機関との打合せ、許認可申請等を含む。)

### (2) 設計業務実施体制

事業者は参加表明書等において本市に提出した配置予定技術者調書に記載のある技術者をもって設計業務実施体制を構築しなければならない。設計業務実施体制にあっては、責任が明確な体制を構築するとともに、統一的な品質管理を行うことのできる体制とすること。

なお、設計業務実施体制の概略図は次のとおりとする。



#### (3) 設計内容の協議

事業者は、設計業務における検討を本市と協議しながら行うものとする。協議の方法、頻度等は事業者の提案によるものとする。本市との協議内容は、その都度協議録(協議に使用した資料を含む。)を作成し本市に提出する。

また、事業者は、必要に応じ本工事に関連する会議体に本市とともに出席し、設計業務における検討内容を調整する。

# (4) 設計変更

本市は、本市が必要と認めた場合、事業者に対し設計の変更を要求することができる。この場合の 手続及び費用負担等については、業務委託契約約款第18条による。

### (5) 指定管理者選定に必要な資料の提供

事業者は、本市の求めに応じ指定管理者の選定に必要となる資料(基本設計図書等)について、本市と協議の上提供すること。

# (6) 維持管理マニュアル (案) の作成

事業者は、対象施設の維持管理・運営業務のための「維持管理マニュアル (案)」を作成する。維持管理マニュアル (案) は、次に示す項目によって構成されることを基本とする。

- イ) 対象施設の維持管理方針
- ロ) 対象施設の保守、管理方法
- ハ)対象施設の点検方法(諸室、設備ごとに記載すること)
- ニ) 対象施設の清掃方法(諸室、設備ごとに記載すること)
- ホ) 設備機器の操作、点検、清掃、更新方法(更新方法は該当するものに限る)
- へ) 什器・備品の保守、点検、清掃、更新方法(更新方法は該当するものに限る)

# (7) 設備機器、什器・備品選定リスト (案) の作成

事業者は諸室等の要求水準等に基づき、対象施設に必要と考えられる設備機器、什器・備品を 選定する。選定内容は本市と打合せによって決定し、選定リスト(案)を作成すること。

なお選定リストは、別紙 10「設備機器、什器・備品選定リスト(案)」を参考に作成すること。

#### (8) 長期修繕計画書(案)の作成

事業者は、対象施設の長期修繕計画書(案)を本市と協議を行いながら作成する。本市は、事業者から提出のあった当該計画書(案)を参考に、指定管理者を活用しながら対象施設の修繕を 実施することを想定している。

#### (9) 会計検査への対応

会計検査に必要な書類は、市の指示により作成し、及び提出すること。

#### (10) 業務の報告及び書類の提出

事業者は、定期的に本市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類を本市に提出し、その承認を得るものとする。

提出書類の確認には、別紙6「提出書類確認表」を活用すること。

# 設計業務提出書類一覧表

提出時期	提出書類	部数	サイズ等	備考
	各種調査業務計画書	2	任意	-
着手時	設計業務計画書	2	任意	-
于時	提出書類確認表	2	-	別紙による
	要求水準等達成度自己確認計画書	2	ı	別紙による
	業務完了届	1	A4	本工事完了時に提出
	各種調査業務報告書	2	A4	各種調査完了時に提出
	法令に基づく許認可、届出等の許可、 確認、届出受理書	2	-	各段階で提出
	協議録(協議に使用した資料を含む。)	2	A4	各段階で提出
	設計業務成果品	-	-	別表による
完了時	設備機器、什器・備品選定リスト(案)	2	-	別紙による 実施設計完了時に(案)と して提出すること
時	維持管理マニュアル(案)	2	-	任意様式とする 実施設計完了時に(案)と して提出すること
	長期修繕計画書(案)	2	A3	別紙による 実施設計完了時に(案)と して提出すること
	提出書類確認表	2	-	別紙による
	要求水準等達成度自己確認報告書	2	-	別紙による

<sup>※</sup>設計業務成果品は電子データ(CD-R 又は DVD-R)のほか、別表に定める提出形式にて納品すること

別表:設計業務成果品一覧表

	設計業務成果品	サイズ・	・ 部数等
	◆基本設計図書		
	• 説明書		
	<ul><li>仕様書</li></ul>		
	・仕上表		
	・案内図		
	• 配置図		
	<ul><li>・仮設計画図</li></ul>	A3 製本	5 部
	<ul><li>各種面積等一覧表</li></ul>	A2 製本	2部
基	<ul><li>平面図</li></ul>		
本	<ul><li>・断面図</li></ul>		
基本設計図書	<ul><li>立面図</li></ul>		
図	 ・日影図		
書	・内観パース(4カット程度)		
	・鳥瞰パース (2カット程度)		
	◆法令等チェックリスト	任意	1 部
	◆各種検討、計画図	任意	1 部
	◆構造・設備計画書	任意	1 部
	◆工事計画書(案)	任意	1 部
	◆工事費内訳明細書	任意	1 部
	◆その他必要と認められる図書	任意	1 部
	◆実施設計図書		
	• 説明書		
	・仕様書		
	・仕上表		
	・案内図		
	<ul><li>配置図</li></ul>		
	• 仮設計画図		
	・各種面積等一覧表	4.2 集川士	<b>~</b> →7
	<ul><li>平面図</li></ul>	A3 製本	5部
	• 断面図	A2 製本	2 部
実施	・矩計図		
設	・展開図		
設計図書	・天井伏図		
書	• 詳細図		
	・立面図		
	• 日影図		
	• 設備図		
	◇構造計算書	任意	1 部
	◇設備設計計算書	任意	1 部
	◇積算関係図書一式		
	• 数量積算計算書	任意	1 部
	• 内訳明細書	工思	(市 1
	• 内訳書		

# 6.1.2. 対象施設(建築)の要求水準

# (1) 配置、建築計画

- ① 日照、通風等に配慮し、事業用地内の良好な環境づくりに資する配置とすること。
- ② 高齢者、障がい者等を含む全ての施設利用者にとって、安全、安心かつ快適に利用できるようユニバーサルデザインに配慮すること。
- ③ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条に規定する建築物移動 等円滑化基準に適合させ、同法第 17 条に基づく認定を受けること。
- ④ 広島県福祉のまちづくり条例第11条に規定する適用施設整備基準に適合させること。
- ⑤ 対象施設(建築)の出入口は施設利用者、指定管理者の安全性に配慮すること。また、強風対策として、主要な出入口には風除室を設置すること。風除室は、強風対策及び室内空調環境の維持のため、2枚の扉の開閉タイミング及び位置関係、風除室の位置、屋外設置物等による風吹き込み防止等を検討の上、内部への影響を最小限に抑える構造とすること。
- ⑥ 施設利用者にとって分かりやすい施設環境とするために、室内標示板、各種案内板等のサイン計画を適切に行うこと。
- ⑦ 対象施設(建築)の維持管理・運営業務において、多様な空間構成が実現できるよう、また、将来の間取りの変更等を視野に入れ、汎用性・可変性の高い空間とすること。
- ⑧ 設備機器の計画においては、将来的な運営方法の変更等が生じる可能性を考慮し、必要と考えられる設備機器のための予備スペース及び予備配管を設けること。
- ⑨ 各諸室の機能、業務内容等を十分考慮し、分かりやすく、利便性の高い平面・動線計画とすること。
- ⑩ 施設利用者、指定管理者、物品等の搬出入、廃棄物の搬出等の動線を適切に分離すること。
- ① 避難経路は簡明なものとし、関係法令に定められた場合以外についても、二方向避難 を確保し、施設利用者の避難に配慮すること。
- ② 直売所、加工室、レストラン、フードコート等へ食品等を搬出入するために必要なスペース、諸室を計画すること。
- ③ 対象施設(建築)の清掃、保守、点検等を効率的かつ安全に行うことができるように 配慮すること。
- ⑭ 対象施設(建築)の階数は、提案事項とする。
- ⑤ 本市の「環境先進都市ビジョン」を踏まえた施設計画に配慮すること。
- ⑩ ⑮を踏まえ、効果的と考えられる諸室にペレットストーブ又は薪ストーブを導入する こと。
- ① 主要な諸室の内装は、あたたかみのある木質空間とすること。
- ® 授乳室、事務室、多目的室は静粛性に配慮すること。
- (19) 対象施設(建築)は禁煙とし、対象施設(外構)の適切な位置に喫煙コーナーを設けること。なお喫煙コーナーは10㎡程度の屋根付き半屋外空間とし、灰皿等の備品は当該備品の選定までを行うこと。
- ② 周辺環境や眺望に配慮して計画すること。

- ② リサイクル材やエコマテリアルの積極的な採用に努め、環境負荷低減に貢献すること。
- ② 情報発信施設及び屋外 24 時間利用可能トイレを整備する国と工事ヤード及び工事時期を調整する必要があることに留意すること。

### (2) 建築構造計画

### a) 主体構造

対象施設(建築)の主体構造は提案事項とするが、次の耐震安全性能(国土交通省発出)を 満たすこと。

部位	分類
構造体	Ⅱ類
建築非構造部材	B類
建築設備	乙類

# b)基礎構造

提案事項とする。

# (3) 意匠計画

### a)基本的事項

- ① 内部及び外部仕上げは周辺環境との調和を図り、ライフサイクルコストの削減に努めるとともに、維持管理についても留意し、清掃や管理が容易となるよう配慮すること。
- ② 使用する材料は、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物等を削減するとともに、建設時において環境汚染防止に努めること。
- ③ 建具のガラス等については、安全性を考慮すること。なお、人体衝突に対する安全性を確保すべき箇所については、ガラスを用いた開口部の安全設計指針(建設省住宅局監修)による。

#### b) 内部仕上げ

- ① 内装仕上げ材は主体構造との調和に配慮し、諸室の用途、利用内容、形態等の特性に 考慮すること。
- ② 床面は滑りにくい材料で仕上げること。水等により濡れる可能性のある床面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- ③ 汚れにくく、清掃が容易であり、更新性、メンテナンス性を考慮した仕上げとすること。
- ④ 扉は開閉時の衝突の防止に配慮すること。

# c) 外部仕上げ

施設利用者、指定管理者のうち、歩行者、車椅子利用者が使用する対象施設(建築)内外の 通路は、降雨、降雪、凍結等による転倒等を防止するため、濡れても滑りにくいものとするこ と。外部仕上げは、使用材料や断熱方法等の工法を検討し、建物の長寿命化を図ること。

- ① 外部に面する建築非構造部材の材料及び工法は、大規模地震時の変形、経年劣化等によって、はく落しないよう十分考慮したものとすること。
- ② 見上げ面、ひさしの鼻等に仕上げを行う場合の材料及び工法は、はく落しないよう十分考慮したものとすること。
- ③ 屋根、外壁及び外部建具の断熱及び遮熱について考慮するとともに、当該事項に基づ

- いた空調負荷計算を行うこと。
- ④ ガラス等の外壁面による日射の反射が近隣に影響を与えないように配慮すること。
- ⑤ 結露水の処理について考慮すること。
- ⑥ 吸気口及び排気口、冷却塔及び煙突等は、安全に配慮し十分な距離を確保して配置すること。
- ⑦ 換気口及び換気ガラリについては、風、雨又は雪の吹き込みの防止に配慮すること。
- ⑧ 煙突等は、稼動時の安全性を考慮して、位置、高さ等を設定すること。
- ⑨ ルーフドレインの数及び径は、最大降水量、屋根面積等を考慮したものとし、余裕ある処理水量を確保すること。

#### (4) 設備計画

### a)共通事項

- ① 省エネルギー、省資源を考慮した設備機器とすること。
- ② 更新性、メンテナンス性を考慮した設備機器とすること。
- ③ 配管スペース、配線スペース及びダクトスペースは、垂直及び水平の連絡並びに保全性を考慮した適切な位置に配置すること。
- ④ 対象施設の維持管理、運営に関する設備機器(電話交換機、防犯カメラモニター、録 画機、放送設備等)の管理は、事務室等でまとめて確認できるようにすること。
- ⑤ 照明機器、吹出口等の居室に設置する設備については、適切な室内環境の確保ととも に、居室の用途等に応じて、空間のフレキシビリティ、意匠性等について配慮するこ と。
- ⑥ スイッチ、コンセント等については、施設利用者及び指定管理者に配慮し、使いやすい設置位置、設置個数、形状等を採用すること。
- ⑦ 電気、電話及び上下水道の料金等に関しては、国の整備範囲と事業者の整備範囲をそれぞれ区分して計量できるようにすること。
- ⑧ 対象施設の照明設備による光害や、設備機器等による騒音に対し、適切な対策を施す こと。
- ⑨ レストラン、フードコート、加工室及び直売所内の24時間利用可能なコンビニ等を設置できるスペースは、テナントが入居することを想定し、電気使用量、ガス使用量、水道使用量等が当該諸室ごとに、個別に集計できるように計画すること。また、当該諸室ごとにセキュリティを導入すること。

#### b)給水設備

- ① 事業用地に接している市道前谷磯松線に布設されている配水管 (φ200mm) から敷地内に給水すること。
- ② 節水に留意すること。また、当該配水管から事業用地内への供給に向けた給水方法については、事業者の提案によるものとし、提案内容について、本市と協議して決定するものとする。ただし、その場合において、受水槽の設置が必要となった場合は、緊急遮断弁等の設備を設け、地震等の影響による断水時にも一時的に利用できるよう配慮する。また、受水槽から直接給水が可能な水栓を設けるとともに、受水槽の規模・規格は事業者の提案によるものとする。
- ③ 東広島市水道給水条例に基づく加入分担金及び手数料は、事業者の負担とする。

- ④ 事業者の整備範囲内の植栽への散水や緑地 A、B において開催するイベントに活用できるよう、使いやすい位置に適切な個数の水栓等を設置すること。
- ⑤ 屋内外において、適切な凍結対策を行うこと。
- ⑥ 一次避難所として活用できるよう、対象施設から直接給水可能な給水設備を設けること。
- ⑦ 給水設備等の内容で必要がある場合には、市水道局と協議するものとすること。

#### c) 給湯設備

事務室のほか必要と考えられる諸室に貯湯式の湯沸かし器を設けること。

# d) 消防用設備

- ① 消火栓等の消火機器、消火器及び消火用水は関係法令に基づき設置すること。
- ② 火災報知機は関係法令に基づき設置すること。
- ③ その他消火に必要な設備は、事業者の提案事項とする。

### e) 排水設備(下水道)

- ① 対象施設から生じる下水は、区域外流入により、下水道管 (φ200mm) へ排水すること。
- ② ①の計画、設計、施工方法等は事業者の提案によるものとし、施工内容については、本市と協議して決定するものとすること。

#### f) 電気設備

- ① 照明器具は諸室の用途と適性を考慮して、それぞれ適切な照度を確保できる機器を選定の上、施工すること。
- ② 引き込み方法については、事業用地内は地中配管を基本とし、別紙7「電気引込み想定位置図」を参考に設計及び施工を行うこと。
- ③ 受変電設備、配線、電灯(外灯を含む。)、コンセント等その他必要となる電気設備については、事業者の提案による。
- ④ 電気設備に起因する波及事故を防止するための必要な対策を講じること。
- ⑤ 対象施設は、災害時において道路利用者、地域住民等の一次避難所としての利用を想定しているため、主要な諸室の照明設備、空調設備及び給水設備については、72 時間程度連続運転可能な設備とし、太陽光発電設備、蓄電池、非常用発電設備等を設けること。
- ⑤ ⑤の設備機器は、本市の「環境先進都市ビジョン」を踏まえ選定すること。なお、太陽光発電設備及び蓄電池の稼動状況をモニタリングするため、発電量、気温、日射量等の計測機器を、一般利用者が確認できる効果的な位置に設置すること。

### g) 設備機器の熱源

要求水準、提案内容に沿う適切な熱源を選定すること。

# h) 空調設備

① 外気条件は次表のとおりとし、空調方式及び空調設備の配置方法等は、本書及び審査 基準を踏まえた事業者の提案による。

	温度	湿度
夏季	34.3℃	57.1%
冬季	-3.0℃	94.3%

- ② 室内環境を快適に保持するとともに、省エネルギー及び地球環境保全を考慮した空調方式を積極的に採用すること。
- ③ ショートサーキット、臭気のもれ、他室への吸い込み、風切音等の不具合が生じないよう十分な検討を行い、設計及び施工を行うこと。
- ④ デフロスト等本市の気候に合った適正な空調設備を選定し、施工すること。

# i) 情報通信設備、その他

(ア) 電話設備

対象施設内の連絡及び外部との通話ができる設備機器を設けること。

(イ) 放送設備

事業用地内の案内用放送設備、警報設備及び非常用放送設備を事務室に設置すること。

(ウ) テレビ共聴設備

事務室その他必要と考えられる諸室において、地上デジタル放送を視聴することができるよう、情報コンセントを1箇所以上設けること。

- (エ) 防犯カメラ
- ① 対象施設内に死角が無いように 24 時間稼動する防犯カメラ (HD-SDI 以上)を設置し、 事務室でモニターによる常時監視を可能とすること。撮影内容は録画できるものとし、 最大容量は7日間録画可能な設備機器を調達し設置すること。
- ② 営業時間外の防犯警備は機械警備を基本とする。対象施設の機械警備に必要な設備機器を設けること。
- (才)情報設備
- ① 対象施設(建築)内にLAN(有線)を構築し、事務室及びその他必要と考えられる諸室に、指定管理者が利用する情報コンセントを1箇所以上設置すること。また、指定管理者への配慮に関する提案において、必要に応じ先行配管を行うこと。
- ② 施設利用者が利用できる公衆無線 LAN (Wi-Fi) を設置すること。設置機種については、本市と協議して決定すること。
- (カ) 案内設備

対象施設において、対象施設に関する情報、開催されるイベント情報その他関連情報を広告する用途に供する案内設備を設けること。案内設備の仕様及び範囲は提案事項とするが、施工内容は本市と協議して決定すること。

#### (5) 什器 • 備品

事業者は基本的に什器・備品の調達及び設置を行う必要はないが、事業者が必要と考え提案 した場合は、調達及び設置を行うこと。

# (6) サイン計画

- ① 施設内を円滑に移動できるよう、必要な案内板・サイン等を適切に設置すること。
- ② レストラン、フードコート、屋内子ども向け遊戯場、加工室及び直売所は、指定管理者がサイン・看板等を設置するためのスペースを、諸室の用途に応じて設けること。

- ③ 案内板・サイン等は統一したデザインで整備すること。
- ④ 案内板・サイン等は日本語のほか、外国人の利用に配慮し、日本語、英語、韓国語及び中国語(簡体字・繁体字)による表記を行うこと。
- ⑤ 案内板・サイン等に使用するピクトグラム記号は、「「道の駅」登録・案内要綱」を参 考とすること。

# (7) 特記

要求水準を満たすために必要となるその他の機能・施設は、提案事項とする。

#### 6.1.3. 対象施設(外構)の要求水準

### (1) 施設計画

### a)共通事項

常時の利用において、安全・安心、快適に利用できる性能を保持するとともに、必要な施設は、地振動レベル2においても人命の保護につながる耐震性能を備えるものとする。

### b) 軟弱地盤対策

- ① 事業者が実施する調査結果を踏まえ、必要な軟弱地盤対策を行うこと。
- ② 対策工法は提案事項とするが、予測可能な挙動に対して、対象施設等の機能が損なわれることがないよう対策を行うものとする。

#### c)造成

対象施設の地盤高は貸与資料「事業用地の設計に関する図書」に基づき整備すること。

#### d)雨水排水

貸与資料「事業用地の設計に関する図書のうち必要部分」に基づき整備すること。

# (2) 外構計画

対象施設の外構計画に導入する設備機器、什器・備品は提案事項とする。

# (3) 特記

要求水準を満たすために必要となるその他の機能・施設は、提案事項とする。

# 6.1.4. 諸室等の要求水準

本項では対象施設に求める諸室等及び諸室等に求める要求水準を示す。ただし、情報発信施設及び屋外 24 時間利用可能トイレは国の整備範囲であり、事業者は要求水準及び審査基準に基づき提案までを行う。設計業務及び建設業務を行う必要はない。

# (1) 情報発信施設

利用方法等	・施設利用者が 24 時間利用可能な無料休憩所	
	・施設利用者が 24 時間利用可能な情報案内所	
	・道路情報、観光情報、地域のイベント、行政情報及び関連施設情報を提	
	供する対象施設の玄関部分となる。	
想定規模	・200 m²程度	
要求水準	① 施設の入口部分の視認性の高いエリアに設けること。	
	② 国の整備範囲であることを考慮し、対象施設とは別棟とするが、対	
	象施設と一体的な利用が可能となるような提案をすること。	
	③ 案内・誘導コーナーを設けること。	
	④ 休憩コーナーは小上がり空間とし、利用者を想定した床仕上げ、空	
	間の分節を行うこと。	
	⑤ 休憩コーナーは、情報コーナーに近接して設け、対象施設の玄関部	
	分の一部として提案すること。	
	⑥ 情報コーナーには指定管理者が配置予定のコンシェルジュのための	
	事務カウンターを整備すること。	
	⑦ ⑥の事務カウンターの側には、次表に示す情報を表示することを目	
	的とした、デジタルサイネージを設けること。	
	⑧ デジタルサイネージの設置方法は、壁掛けとし、モニターに交換の	
	必要が生じた際、容易に交換できる構造とする。	
	⑨ デジタルサイネージの管理は、⑥の事務カウンターから行えるよう	
	にすること。	
	⑩ デジタルサイネージの側には、パンフレットを設置できるスペース	
	を設けること。	
	⑪ 施設内に 24 時間利用可能な公衆電話を設置できるスペースを設ける	
	こと。	
	⑫ 構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又	
	は一部に木材を利用すること。	

表示内容	仕様	
道路情報	・55 型以上×2 台、横使いを基本とする。	
観光、イベント情報、施設の案内情報	・55 型以上×1 台、横使いを基本とする。	

# (2) 屋外 24 時間利用可能トイレ

利用方法等	・施設利用者が 24 時間利用可能な屋外トイレ	
想定規模	・男性用トイレ(小便器:16 据、大便器:11 据)	
	・女性用トイレ (大人用: 27 据、子ども用: 3 据)	
	<ul><li>多機能トイレ (1 箇所)</li></ul>	
	・掃除用具入れ(1 箇所)	
要求水準	① 提案内容は想定規模と同じか想定規模以上とすること。	
	② 国の整備範囲であることを考慮し、対象施設とは別棟とするが、対	
	象施設と一体的な利用が可能となるよう提案すること。	
	③ 多機能トイレはオストメイト対応トイレとし、ベビーシート、ベビ	
	ーチェア、フィッティングボードを1器ずつ設け、オムツ用ダスト	
	ボックスを設置できるスペースを確保すること。	
	④ トイレは多様な利用者に配慮された、使いやすく、明るい、清潔感	
	のある空間とすること。	
	⑤ 対象施設(建築)から雨等に濡れることなくアクセスできること。	
	⑥ 駐車場からのアクセスが容易であり、情報発信施設に近接して設け	
	ること。	
	⑦ 構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又	
	は一部に木材を利用すること。	

以降の諸室は、事業者の提案、設計、建設業務範囲内となる。

# (3) 緑地 A

<u>,                                      </u>	
利用方法等	・常時は施設利用者の憩いのスペース等として活用する。
	・イベント時には、多目的室、屋根付き広場と一体的に利用する。
想定規模	・2,900 ㎡程度
要求水準	① 常時、イベント時、災害時に応じた利用が可能な空間として整備す
	ること。
	② ①に必要な電源、音響設備等の設備機器を設けること。
	③ 混雑時及び災害時には臨時的な駐車スペースを確保し、駐車場から
	容易にアクセスできる動線及び構造とすること。
	④ 緑地内に 150 ㎡以上のドッグランを設けること。なお、衛生面に留
	意するとともに、ドッグラン設置に必要なフェンス、二重出入り
	口、犬のつなぎ場、日よけスペース、足洗い場等は提案に委ねる。
	ただし、足洗い場は下水道への接続を前提としているため、雨水が
	混入しない構造とすること。また、ドッグランの外側に飼い主が憩
	えるスペースを設けること。
	⑤ 緑地内の動線に配慮した場所に日よけ用の東屋を2箇所以上設置す
	ること。
	⑥ 緑地内に、災害時に使用するマンホールトイレ(貯留型)を6箇所
	以上設けること。なお、し尿等は上流側から水を流すことにより下
	水道施設へ排出する構造とすること。また、使用するマンホールト
	イレは、什器・備品として取り扱うこと。
	⑦ 事業者の外構計画に合わせ、必要な照明設備を設けること。

# (4) 緑地 B

利用方法等	・常時は従業員等の駐車場として活用する。
想定規模	・2,000 ㎡程度
要求水準	混雑時及び災害時には臨時的な駐車スペースを確保し、駐車場から容易
	にアクセスできる動線及び構造とすること。

# (5) 従業員・出荷者等の駐車場

利用方法等	・従業員及び出荷者が主として利用する駐車場である。
想定規模	・小型8台、大型2台以上
要求水準	① 整備台数は想定規模以上とすること。
	② 出荷者等の動線に配慮すること。
	③ 搬出入用の大型車の進入・駐車が可能な形態とすること。
	④ 駐車場はアスファルト舗装とすること。
	⑤ 外構は景観に配慮された仕様を選定すること。
	⑥ 植栽は、必要最低限緑化を行うこと。
	⑦ 一般車両が入らないよう、サインを設けること。
	⑧ 事業者の外構計画に合わせ、必要な照明設備を設けること。

# (6) シャワー施設

利用方法等	・主として道路利用者が使用する施設である。
	・利用可能時間は24時間を予定している。
想定規模	・シャワールーム及び脱衣所(男性用2室、女性用1室以上)
要求水準	① 整備数は想定規模以上とすること。
	② コインシャワーとし、利用料金は市との打合せにより設定するこ
	と。
	③ 男性用、女性用それぞれ独立していること。
	④ 各シャワールームに脱衣所を設けること。
	⑤ 脱衣所の内装は、清掃がしやすく、耐久性に優れた材料とすること
	とし、脱衣ロッカー、ダストボックス、掃除用具室を設けること。
	⑥ シャワールームは内法寸法 800mm×800mm 以上とすることとし、次
	表の仕様とする。
	⑦ パウダースペースを設けること。
	⑧ 適切な温湿度環境が確保できる空調設備を導入すること。
	⑨ 指定管理者が設置するドライヤー等の備品類の盗難を防ぐ計画とす
	ること。

壁	木目調とし、色、材質、施工面積は提案による。
床	速乾性、耐久性に優れ、滑りにくく、清掃が容易に行える材質とする。
ドア	仕様は提案による。常時は内側からロックできるものとし、非常時には
	外側から開錠できる構造とする。
その他	水洗、シャワーヘッド、収納棚、照明、タオルかけ、腰掛、ミラー、手
	すり、非常コール等は提案による。

# (7) 対象施設内のトイレ

利用方法等	・施設利用者が利用可能な屋内ト	イレ
	・従業員が利用するトイレ	
想定規模	・男性用トイレ(小便器:4据、ラ	大便器:2据、子ども用:1据)
	・女性用トイレ(大人用:6据、	子ども用:1据)
	・多機能トイレ(1 箇所)	
	・掃除用具入れ(1 箇所)	
	・従業員用トイレ	
要求水準	① 提案内容は想定規模と同じかれ	想定規模以上とすること。また、提案
	の際は導入予定の便器、手す	り等を次表のとおり提案様式内に記載
	すること。	
	(例)	
	対象 男性用トイレ	の便器
	メーカー A社	
	品番等 小便器 (	)、大便器( )
	手すり等 L型手すり、	ダブルホルダー、荷物置き
	特徴	
	選定理由	
	上表は記載例であり、男性	用トイレ、女性用トイレ、多機能トイ
	レ、従業員用トイレ、その他:	提案に基づき上表を修正し提案内容を
	分かりやすく表現すること。	
	② 高齢者、障害者等の円滑な移	動等に配慮した建築設計標準(国土交
	通省)における個別機能を備	えた便房の設計標準に基づき、想定規
	模に示されるトイレを計画す	ること。
	③ 大便器は全て温水洗浄暖房便	座とし、脱臭機能を設けること。
	④ 女性用トイレの便座にはトイ	レ用擬音装置を設けること。
	⑤ 多機能トイレには非常用呼び	出し装置を設置すること。呼び出し先
	は事務室とする。	
	⑥ 施設利用者が利用可能な屋内	トイレは、授乳室に近接して設けるこ
	と。	
	⑦ 従業員用トイレは、従業員に	配慮して適正な規模で計画すること。
		された、使いやすく、明るい、清潔感
	のある空間とすること。	
	⑨ 維持管理の容易な構造、材料	とすること。
	⑩ 24 時間利用可能トイレとの配	置関係を考慮すること。

# (8) 授乳室

利用方法等	・施設利用者が利用可能な授乳室
想定規模	・50 m <sup>2</sup> 程度
	<ul><li>・授乳ブース (3 室)</li></ul>
	・オムツ替えブース(3 箇所)
	・待合室(1 室)
	・掃除用具入れ(1 箇所)
要求水準	① 授乳室は赤ちゃん連れにやさしい空間づくりに配慮すること。
	② 授乳室は、授乳ブース、オムツ替えブース、待合室で構成し、静か
	で落ち着いた空間に配置すること。
	③ 授乳ブースは3室以上とし、内寸は1.2m×1.8m以上とする。
	④ 授乳ブース内には、荷物台、椅子(大人用:1脚、子ども用:1
	脚)、ベビーチェア(1 基)を配置できるスペースを確保し、プライ
	バシーに十分に配慮すること。なおカーテンによる空間の分節は不
	可とする。
	⑤ オムツ替えブースには、オムツ替え台及びオムツを捨てるゴミ箱を
	配置できる仕様とすること。
	⑥ 待合室には大人、子どもがゆったりと休憩することのできる椅子又
	はベンチ、電子レンジ、冷水器、給湯器(ミルク等に活用する。)、
	ベビーカー置き場が配置できる仕様とすること。なお、これらの備
	品は本工事の対象外とする。
	⑦ 授乳室の計画に係る什器・備品は本市との打合せにおいて確定し、
	設備機器、什器・備品選定リスト(案)を作成すること。また、レ
	イアウトまで提案を行うこと。

# (9) 直売所

利用方法等	・主に指定管理者が農畜水産物、特産品、加工食品等を販売する室であ
	<u>る。</u>
想定規模	・400 m <sup>2</sup> 程度
要求水準	① 室内の賑わいの様子が屋外に伝わるよう、配置を工夫すること。
	② 商品の陳列、施設利用者、指定管理者の動線を考慮した汎用性のあ
	る空間とすること。
	③ 情報発信施設に近接して設けること。
	④ 床仕上げは耐久性が高く、清掃、維持管理、取替えが容易な素材と
	すること。
	⑤ 物販に必要となる設備 (POS システム、レジ等)、什器、備品は事業
	者の提案範囲とする。
	⑥ ⑤の内容は本市との打合せにおいて確定し、設備機器、什器・備品
	選定リスト(案)を作成し、レイアウトまで提案を行うこと。
	⑦ 設備機器、什器・備品に必要となる電源、情報設備、配線等を行う
	こと。なお、当該設備機器、什器・備品の調達、設置は事業者の業
	務範囲外である。
	⑧ 直売所の維持管理・運営に当たり必要となるバックヤード、倉庫、
	荷捌き場等を事業者の提案により配置する。
	⑨ 直売所に配置する据置式及び可搬式の陳列棚を設置できるスペース
	を確保すること。
	⑩ 直売所内の適切な位置に、20m <sup>2</sup> 程度の 24 時間利用可能なコンビニ
	等を設置できるスペースを確保し、同時に ATM の設置に必要な電
	源、情報設備の配線等を行うこと。他施設の運営時間と異なること
	に配慮し、適切に配置すること。なお当該スペースの設備機器及び
	セキュリティ等は独立したものとして計画すること。
	⑪ 市の玄関口・ゲートウェイ機能を発揮できるスペースを設けるこ
	と。
	と。

# (10) レストラン

利用方法等	・レストラン
想定規模	・フードコートと合わせ 400 m²程度
要求水準	① 客席数は事業者提案とする。
	② 調理室は①の客席に提供するのに十分なスペースとする。
	③ レストランの用途に要するバックヤードとして、倉庫、荷受室等を
	設けること。
	④ 該当する法令を遵守の上、適切な衛生管理、作業環境が確保できる
	室とすること。
	⑤ ④と同様の考え方に基づいた前室を設けること。
	⑥ 設備計画においては臭気、温湿度、油分の処理等に関して十分な検
	討を行い、計画すること。
	⑦ 設備機器は、維持管理の容易な構造とすること。
	⑧ 床仕上げは耐久性が高く、清掃、維持管理及び取替えが容易な素材
	とすること。
	⑨ 内装、テーブル、イス、照明設備、空調設備、什器及び備品は事業
	者の提案範囲とする。当該事項は本市との打合せにおいて確定し、
	選定リスト(案)を作成すること。また、レイアウトまで提案を行
	うこと。
	⑩ 必要となる電源、情報設備、配線等を行うこと。なお、什器、備品
	の調達、設置は事業者の業務範囲外である。
	⑪ 屋内子ども向け遊戯場と連動して、食器返却スペースやゴミ箱を設
	置する等、子どもを見守りやすい工夫を施すこと。

# (11) フードコート

11) 7 1 1	
利用方法等	・フードコート
想定規模	・レストランと合わせ 400 ㎡程度
要求水準	① 客席数は事業者提案とする。
	② 調理室は①の客席に提供するのに十分なスペースとする。
	③ フードコートの用途に要するバックヤードとして、倉庫、荷受室等
	を設けること。
	④ 該当する法令を遵守の上、適切な衛生管理、作業環境が確保できる
	室とすること。
	⑤ ④と同様の考え方に基づいた前室を設けること。
	⑥ 設備計画においては臭気、温湿度、油分の処理等に関して十分な検
	討を行い、計画すること。
	⑦ 設備機器は、維持管理の容易な構造とすること。
	⑧ 床仕上げは耐久性が高く、清掃、維持管理及び取替えが容易な素材
	とすること。
	⑨ 内装、テーブル、イス、照明設備、空調設備、什器及び備品は事業
	者の提案範囲とする。当該事項は本市との打合せにおいて確定し、
	選定リスト(案)を作成すること。また、レイアウトまで提案を行
	うこと。
	⑩ 必要となる電源、情報設備、配線等を行うこと。なお、什器、備品
	の調達、設置は事業者の業務範囲外である。
	⑪ 屋内子ども向け遊戯場と連動して、食器返却スペースやゴミ箱を設
	置する等、子どもを見守りやすい工夫を施すこと。

# (12) 加工室

利用方法等	・指定管理者が、商品の開発、加工を行う室である。
	・加工室では、東広島市で生産された農畜水産品(生鮮食品)を扱う。
	・加工食品はレストラン、フードコートで提供することも想定してい
	る。
	・加工室から直接、加工食品の販売を行う。
想定規模	・合計 150 ㎡程度(3 室程度)
要求水準	① 「魅せる加工室」として、加工室内の作業の様子が室外に伝わるよ
	うな工夫を行うこと。商品の陳列、施設利用者、指定管理者の動線
	を考慮した汎用性のある空間とすること。
	② 加工室の用途に要するバックヤードとして、冷蔵・冷凍が可能な倉
	庫、荷受室等を設けること。
	③ 該当する法令を遵守の上、適切な衛生管理、作業環境が確保できる
	室とすること。
	④ ③と同様の考え方に基づいた前室を設けること。
	⑤ 設備計画においては臭気、温湿度、油分の処理等に関して十分な検
	討を行い、計画すること。
	⑥ 設備機器は、維持管理の容易な構造とすること。
	⑦ 3部屋の想定として、パン、アイス及び市内産の農畜水産品の加工
	食品とすること。
	⑧ 加工食品の原料を製造可能な設備機器、什器・備品を選定し、選定
	リスト(案)を作成すること。また、レイアウトまで提案を行うこ
	と。
	⑨ ⑦の設計内容は、本市と打合せの上確定させること。
	⑩ 市内産の農畜水産品の加工室には真空包装機を含めること。

# (13) 多目的室

利用方法等	・主として一般利用者が利用する室である。 ・多目的室の主な利用方法は、会議、屋外イベントとの一体的な活用、 料理教室及び生涯学習講座とする。 ・多目的室の維持管理及び運営は指定管理者が行う。	
	・多目的室は下足のまま使用するものとする。	
想定規模	・100 ㎡程度	
要求水準	<ul><li>③ 多目的室の利用状況が室外から判断できるような工夫を行うこと。</li><li>② システムキッチン(仕様は次表参照)を1台設置すること。なお、システムキッチンにて調理した品を、屋根付き広場にて開催するイベントにて提供することを想定している。</li><li>③ 利用方法や各種提案を基に、必要と考えられる設備機器を設けること。</li></ul>	

サイズ	W2,100mm 以上とする。
タイプ	フタが掛けられるタイプとし、多目的室の利用方法等、対象施設の
	基本方針を勘案すること。
構造	木製キャビネットとする。
フロアユニット	提案による。
水洗	混合水洗、浄水機能及びシャワー機能を有するものとし、その他の
	仕様は提案による。
レンジフード	清掃が容易な構造を選定すること。その他の仕様は提案による。
食器洗浄機	不要である。
仕上材	屋根付き広場と一体的な利用を想定し、風合いのある柄、材質を選
	定すること。
備品	不要である。
その他の仕様	提案による。

# (14) 屋内子ども向け遊戯場

-					
利用方法等	・雨天でも屋内で子ども達が遊べる遊戯場とする。				
	・対象年齢は12歳以下とする。				
想定規模	・300 m²程度				
要求水準	① 利用する子どもの安全、安心に配慮した施設とすること。				
	② 遊戯場で遊ぶ子どもが、遊戯場から容易に出ることのできる構造は				
	避けること。				
	③ 靴を脱いで遊ぶことを前提とし、靴箱を設置する場所を確保する。				
	④ 遊戯場では利用料金が徴収できるよう、出入り口付近に人員を配置				
	できるスペースを設けること。				
	⑤ 遊具は木製かつ可搬式を基本とし、対象年齢別に遊戯場を計画する				
	こと。遊具の内容は本市との打合せによって決定させ、選定リスト				
	(案)を作成すること。なお、対象年齢の区分は提案による。				
	⑥ フードコート、レストランと連動して、大人が子どもを見守りやす				
	い工夫を施すこと。				

# (15) 屋根付き広場

利用方法等	・雨天でもイベント等を開催できることを主たる目的として整備する空				
	間である。				
	・対象施設(建築)の一部として、対象施設に期待する効果を一体的に				
	発揮することを想定している。				
	・什器・備品の調達は不要である。				
想定規模	・1,000 m²程度				
要求水準	① 多目的室、屋根付き広場、緑地 A を一体的に、イベント等に活用で				
	きる広場とすること。				
	② ①を鑑み、汎用性のある使い方に資する設備機器、給排水設備を計				
	画し、設置すること。本市は季節に応じた利用ができる空間を期待				
	している。				
	③ 対象施設の駐車場側からも物資が搬入できるよう配慮すること。				

# (16) 事務室

利用方法等	・指定管理者が維持管理・運営業務に使用する室である。				
	・下足で利用する室である。				
	・什器・備品の調達は基本的に不要である。				
想定規模	・50 m <sup>2</sup> 程度				
要求水準	① 指定管理者が執務を行うための机、椅子、本棚、複合機及びダスト				
	ボックス(可燃ごみ、不燃ごみ、ビン、カン及びペットボトル)の				
	レイアウト提案を行うこと。また当該項目は本市との打合せで決定				
	し、選定リスト(案)を作成すること。				
	② ①に基づき、必要な設備機器を設けること。				
	③ 事務室には対象施設(建築)内に面する対面カウンターを設けるこ				
	と。				
	④ ③の対面カウンターは対象施設(建築)内で利便性の高い位置に配				
	置し、利用者が気兼ねなく利用できる構造とすること。				
	⑤ 給湯スペースを設け、清潔な状態を保てるよう、清掃しやすい構造				
	とする。				
	⑥ 明かり採り、自然換気用の窓を設けること。				

# (17) 駅長室

利用方法等	・駅長の専用室である。				
	・下足で利用する室である。				
	・什器・備品の調達は基本的に不要である。				
想定規模	・30 m <sup>2</sup> 程度				
要求水準	① 駅長が執務を行うための机、椅子、本棚、金庫、応接間等のレイア				
	ウト提案を行うこと。また、当該項目は本市との打合せで決定し、				
	選定リスト(案)を作成すること。				
	② ①に基づき、必要な設備機器を設けること。				
	③ 事務室、廊下等から出入りできる構造とする。				
	④ 明かり採り、自然換気用の窓を設けること。				
	⑤ 造作家具は不要である。				

# (18) 更衣室

利用方法等	<ul><li>・指定管理者が利用する室である。</li><li>・男性用更衣室(利用者6人以上)</li><li>・女性用更衣室(利用者6人以上)</li></ul>				
	・車椅子利用者用更衣室:1 箇所				
	・什器・備品の調達は不要である。				
想定規模	・25 m²程度				
要求水準	① 明かり採り、自然換気用の窓を設けること。				
	② 男性用、女性用更衣室はそれぞれ 6 人以上が同時に利用できる室とすること。				
	③ 車椅子利用者用更衣室は本人及び介助者が2人同時に使用できる空間とすることとし、非常用呼び出し装置を設けること。呼び出し先は事務室とする。				
	④ 必要と考えられる設備機器、什器・備品について本市と打合せを行い、選定リスト(案)を作成すること。				

# (19) 従業員休憩室

利用方法等	・指定管理者が利用する室である。				
	・下足で利用する室である。				
	・イベント時にはボランティアが休憩、更衣に利用する室となる。				
	・什器・備品の調達は不要である。				
想定規模	・20 m <sup>2</sup> 程度				
要求水準	① 机、椅子のレイアウト提案を行う。				
	② ①に基づき、必要な設備機器を設けること。				
	③ 明かり採り、自然換気用の窓を設けること。				

# (20) **倉庫・防災倉庫**

利用方法等	・倉庫を1部屋、防災倉庫を1部屋設ける。 ・倉庫は指定管理者が利用する室であり、執務、イベントに必要な什器・備品を保管する室である。 ・防災倉庫は、道の駅への避難者等に対する非常食、飲料水、毛布、マンホールトイレ等の備蓄を目的とする。				
想定規模	・合計 100 ㎡程度				
要求水準	<ul><li>① 倉庫は、屋根付き広場から物品を搬出入しやすい配置、構造とし、維持管理、清掃が容易な室とすること。</li><li>② 防災倉庫は、屋根付き広場から物品を搬出入しやすい配置、構造とし、非常食、飲料水、毛布、マンホールトイレ等を備蓄できる棚類を整備することとし、型式等は提案事項とする。</li></ul>				

# (21) ごみ集積所

利用方法等	・指定管理者が利用する施設である。			
想定規模	・15 ㎡程度			
要求水準	① 「東広島市 家庭ごみの出し方」に基づき、対象施設で生じるごみ			
	を適切に分別、保管できるゴミ集積所とすること。			
	② 設置位置等については提案事項とするが、本市及び収集事業者が同			
	意できる位置とすること。			
	③ 対象施設(建築)と一体化するか、分棟とするかは提案による。分			
	棟とする場合、壁と屋根で囲われた集積所とし、シリンダー錠で屋			
	外から施錠できる構造とする。また、維持管理に必要と考えられる			
	適切な設備機器を導入すること。			
	④ 保管しているごみの様子が一見してわかるような構造とする。			
	⑤ 適切な臭気対策を施し、維持管理、清掃が容易にできる配置・構造			
	とすること。			
	⑥ 清掃用具置き場、清掃用水洗を設けること。			

# (22) 電気室、機械室等

利用方法等	・対象施設に必要な設備機器を配置する室である。			
想定規模	・施設に必要な規模を確保すること			
要求水準	① 対象施設に必要な設備機器を配置すること。			
	② 適切な温湿度環境を確保できる室とすること。			
	③ 日常点検、定期点検、設備機器の修繕、点検等において、維持管理			
	の容易な構造とすること。			
	④ 他の諸室に機械音、振動等が伝わらぬよう、防音、防振に対する工			
	夫を施すこと。			
	⑤ 導入する設備機器の更新、メンテナンス性に配慮すること。			

# 6.2. 工事監理業務の要求水準

# 6.2.1. 基本事項

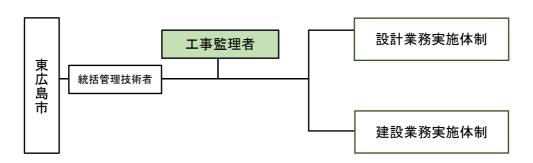
### (1) 業務計画書の提出

工事監理者は、工事監理業務計画書を作成する。当該計画書は業務着手前に本市に提出し、 その承認を得ること。本市は事業者より提出のあった日から起算して7日以内に、確認結果を 事業者に通知するものとする。なお、当該計画書は次に示す書類、記載事項によって構成する ことを基本とする。

- イ) 別紙1「要求水準等達成度自己確認計画書」
- 口) 別紙 8「工事履行状況自己確認計画書」
- ハ) 工事監理者情報 (所属及び連絡先を含む。)
- 二)業務スケジュール(本市との打合せ、報告の時期等を含む。)

# (2) 工事監理業務実施体制

事業者は、参加表明書等において本市に提出した配置予定技術者調書に記載のある技術者を もって工事監理業務実施体制を構築すること。なお、工事監理者の位置付けの概略図は次のと おり。



# (3) 工事監理報告書の作成及び提出

#### a) 業務履行報告書(月報)の作成及び提出

工事監理者は、当月分の工事監理業務の内容を、業務委託契約款第 14 条に定める業務履行報告書(月報)に整理し、翌月7日までに本市に提出すること。また、必要に応じて現場定例会議において本市に当該内容を報告すること。

#### b) 工事監理報告書の作成及び提出

工事監理者は、別紙 2「要求水準等達成度自己確認報告書」、別紙 9「工事履行状況自己確認報告書」及び業務履行報告書(月報)によって構成された工事監理報告書を工事完了時に 2 部作成し、本市に提出すること。

# 6.2.2. 工事監理業務の要求水準

事業者は、次に従い工事監理業務を実施することとする。

- ① 工事監理業務の内容は、「業務委託書(基本業務委託書)」(四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会 発出)における「工事監理に関する業務」に示された業務とする。
- ② 本市への完成確認報告は工事監理者が行うものとする。
- ③ 適切な段階で、工事監理業務計画書に基づき、所定の性能が確保されていることを確

認・検査すること。

④ 工事監理者は、本市が必要と認めた場合に行う立入検査に立ち会うものとする。

#### 6.3. 建設業務の要求水準

#### 6.3.1. 基本事項

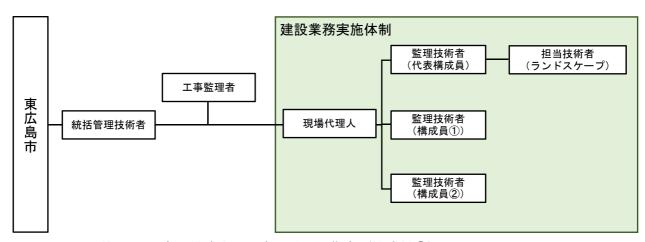
### (1) 業務計画書の提出

事業者は、建設業務計画書を作成する。当該計画書は業務着手前に本市に提出し、その承認を得なければならない。本市は事業者より提出のあった日から起算して7日以内に、確認結果を事業者に通知するものとする。なお、当該計画書の記載事項は、次に示す項目によって構成することを基本とする。

- イ) 建設業務実施体制 (所属及び連絡先を含む。)
- ロ) 工事計画書(建設工事工程表(月単位とするが、必要に応じ日単位を作成すること) 及び仮設計画を含む。)
- ハ)業務スケジュール(本市との打合せ(現場定例会議という。)、関係機関との打合 せ、許認可申請等を含む。)

# (2) 建設業務実施体制

事業者は、参加表明書等において本市に提出した配置予定技術者調書に記載のある技術者を もって建設業務実施体制を構築すること。なお、建設業務実施体制の概略図は次のとおり。



※甲型 JV を 2 者で構成する場合、監理技術者(構成員②)の配置は不要。

# 6.3.2. 建設業務の要求水準

#### (1) 対象施設の工事等

- ① 事業期間内に本工事を完了させること。
- ② 対象施設の工事のために必要となる業務は、事業者の責任において実施すること。
- ③ 工事に関する近隣住民、自治会等への説明及び調整・同意の取付け等は本市が実施する。なお、事業者は本市からの要請に応じてこれに協力すること。
- ④ 建設業務の遂行に当たって必要な法令等に基づく許可・確認等及び関係官庁との協議 は事業者が行い、これに起因する遅延については、事業者の責とする。
- ⑤ 建設業務計画書の策定に当たり事業者が留意すべき項目を以下に示す。
  - イ) 関係法令を遵守し、各種基準等により適切な計画を策定すること。

- ロ)騒音、振動、粉塵等の公害発生及び交通渋滞等、工事が近隣の生活環境に与える影響を考慮した近隣対応を実施すること。
- ハ) 近隣への対応について、事業者は本市に対して事前又は事後にその内容及び結果を 報告する。
- 二) 工事に伴う近隣への影響(車両の交通障害、騒音、振動、粉塵、地盤沈下等)を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- ⑥ 建設業務は、設計業務成果品(実施設計図書)及び建設業務期間中に変更のあった変 更設計図書に基づき履行する。
- ⑦ 現場定例会議では、工種ごとの工程表、全体工程表その他必要資料を事前に準備し、 会議を運営すること。
- ⑧ 現場定例会議は、月間総合定例会議、週間定例会議の2つの会議体を設置し、統括管理技術者、工事監理者は両会議に必ず出席すること。その他技術者は必要に応じ出席すること。
- ⑨ 現場定例会議の内容は協議録(協議に使用した資料を含む。)として記録を作成し、本 市へ提出の上、その承認を得ること。

# (2) 使用材料の詳細に係る確認

事業者は、使用する材料の色、柄、表面形状等の詳細に係る内容については、本市にその内容を提示し承認を得ること。なお、使用材料の調整の必要が生じた場合は、本市と協議する。

### (3) 申請及び届出

事業者は、本工事の完了及び供用開始に必要な申請及び届出を行うこと。

#### (4) 業務の報告及び書類の提出

- ① 事業者は、建設業務計画書に基づき現場定例会議を活用し、工事の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類を本市に提出し、承認を得るものとする。
- ② 提出書類の確認には、別紙6「提出書類確認表」を活用すること。
- ③ その他必要に応じて提出書類を求めることがある。

# 建設業務提出書類一覧表

提出時期	提出書類	部数	サイズ等	備考
1.4 791		1	A4	
-	現場代理人等届	1	A4	
	経歴書(現場代理人、技術者ごと)	1	A4	
	建設業務計画書	1	A4, A3	
	CORINS 受領書	1	A4	
	総合施工計画書	2	A4	
	工事請負契約に係る産業廃棄物処理票	1	A4	
着手時	建設業退職金共済組合掛金収納書等	1	A4	
于   時	工事保険証書の写し	1	A4	
	提出書類確認表	2		別紙による
	実施工程表	1	A4	
	施工計画書	2	A4	
	施工図	1	A3	
	施工体制台帳(施工体系図)	1	A4	
	使用材料等の承認	2		
	コンクリート配合計画書	2		
	月間工程表	1	A4	
	休工体制計画書	1	A4	
	関係官庁届出書	2	A4	
工事	現場定例会議協議録	1	A4	協議資料を含む
中	建設業務月報	1	A4	
	監理報告書	1	A4	建設企業が独自に行うもの
	建設物副産物処理報告書	1	A4	
	工事完了届	1	A4	
	完成図(竣工図)	2		図面データ (JWW, DXF,PDF,TIF 形式)
		2	A3 二つ折製本	1部は対象施設に納品
	完成写真	2		
	施工図	1	A3	
	施工写真	2		CD-R 又は DVD-R
	機器完成図	1	A4	
	各種試験成績表	1		
	機器性能試験報告書	1	A4	
	機器取扱説明書	2	A4	
完	機器納入者連絡先表	2	A4	
了時	試運転調整記録	1	A4	
	完成確認報告書	1	A4	
	保証書	1	A4	
	関係官庁届出書類	1	A4	
	納品伝票、出荷証明書、規格証明書等	1		
	提出書類確認表	2		別紙による
	要求水準等達成度自己確認報告書	2		別紙による
-	設備機器、什器・備品選定リスト	2		別紙による
	電子納品	2		CD-R 又は DVD-R
	維持管理マニュアル	2		
[	長期修繕計画書	2		別紙による
	鍵引渡書	1		

<sup>※</sup>上表のほか、各種契約約款及び特約事項等に規定する書類を提出すること。

# (5) 工事写真

事業者は、対象施設の工事着工前、工事中及び完成後の写真を撮影すること。撮影枚数は、 別途、本市が指示するものとする。なお、工事着工前、工事中及び完成後の写真の撮影者との 契約に当たっては、次の事項を条件とする。

- イ) 工事着工前、工事中及び完成後の写真は、本市が認めた公的機関の広報に無償で使用する ことができるものとする。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ロ)次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りでない。
  - 工事着工前、工事中及び完成後の写真を公表する。
  - ・ 工事着工前、工事中及び完成後の写真を他人に閲覧、複写又は譲渡する。

# (6) 工事中の排水方法

工事の現場において濁水が発生した場合、事業者は関係機関との協議の上、法令等に則った 排水方法により必要な防止対策を講じる。

# (7) 工事に必要な電気、水道、ガス等の調達

事業者は、工事に必要な電気、水道、ガス等は自己の責任及び費用において調達する。